

## 海外応募者対象 ロータリー米山記念奨学生募集要項

海外から日本の大学・大学院へ直接入学予定者対象  
2025年4月&秋入学

Rotary Yoneyama Scholarship for Applicants Residing Abroad

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会は

日本全国のロータリークラブ会員の寄付金を財源として  
勉学、研究を志して日本に在留している外国人留学生に対し  
奨学金を支給し支援する、民間最大の国際奨学団体です。

### ロータリーとは

地域の人々の生活を改善したいという情熱をもって社会に役立つ活動に力を注いでいる、献身的な人々の世界的ネットワークです。異なる職業の人々が地域でロータリークラブという会合を持ち、職業を通して社会の発展と国際平和に貢献することを目的に活動している団体です。1905年アメリカ・シカゴで発足し、今では200以上の国と地域に広まり、クラブ数36,983、会員数1,184,368名(2024年5月14日RI公式発表)に成長しています。日本では1920年に、東京で初めてロータリークラブが設立されました。現在、日本ではクラブ数2,205、会員数83,895名(2024年4月末現在)に達しています。

# I はじめに

## 1. 目的

ロータリー米山記念奨学会（以下「米山奨学会」と表記）は、留学生の優れた学業の達成を支援し、同時にカウンセラーや世話クラブとの交流を通じ、ロータリー精神を学び、国際理解を深め日本と母国との懸け橋となるなど国際親善に尽くす人材を育てることを目的としています。そのために求められる奨学生の資質は「①学業」、「②異文化理解」、および「③コミュニケーション能力」における熱意や優秀性にあります。

ロータリー米山記念奨学生（以下「米山奨学生」と表記）は、ロータリークラブを通して日本の文化、習慣などに触れ、社会参加と社会貢献の意識を育て、将来、ロータリーの理想とする国際平和の創造と維持に貢献する人となることが期待されます。

- ①学業 学問に対する研究の目的・目標を明確にし、研鑽を重ねてその成果をあげる努力をする。
- ②異文化理解 異なる言語・文化・習慣などを理解する努力をする。
- ③コミュニケーション能力 人間関係における円滑なコミュニケーションを築き、自己の確立と共に他者を受入れる柔軟な姿勢をもつ。

## 2. 海外応募者対象ロータリー米山記念奨学金の意義

「海外応募者対象ロータリー米山記念奨学金」（以下、「海外応募奨学金」と表記）は、日本への留学を切望し、経済的理由で来日を躊躇している多様な国・地域からの学生の来日を後押しし、留学生にとって一番困難が多いとされる来日初年度から支援する特別な制度として設置されました。来日と同時に、“経済的支援”と“ロータリー会員による心の支援”を受けられる制度は、来日したことのない留学生にとって大きな支えとなります。

日本では近年、渡日前入学許可を実施する大学が増えています。これは、大学が、入学希望者の渡日前に応募を受け付け、合否判定し、入学を許可する制度です。海外応募奨学金は、このような来日不要の入学試験を受ける留学生に適した奨学金です。

### 3. 米山奨学金の特長

奨学金による支援だけでなく、ロータリークラブによる世話クラブとカウンセラー制度があります。米山奨学生は、世話クラブの例会（会合）に毎月1回以上出席し、カウンセラーやロータリークラブ会員（以下「ロータリアン」と表記）との心のふれあいを通して真の国際・文化交流および相互理解を深め、ロータリーの奉仕の心を共に学びます。

### 4. 奨学期間終了後も続くネットワーク（学友会活動）

米山奨学生の期間終了後も学友会活動を通して学友（元米山奨学生）同士のネットワークを広げ、ロータリークラブあるいはロータリー組織と連携した活動に参加することができます。

ロータリー米山記念奨学会学友会（元米山奨学生同窓会）は日本国内に33団体、海外では台湾、韓国、中国、タイ、ネパール、モンゴル、スリランカ、マレーシア、ミャンマー、ベトナムにあります。

## II ローターリー米山記念奨学会の誕生とその歴史

### 5. 約8万人のロータリアンが支援

ロータリアン米山記念奨学事業（以下「米山奨学事業」と表記）は、日本最初のロータリークラブの創立に貢献した実業家、米山梅吉氏の功績を記念して発足しました。1952年に東京ロータリークラブで始められたこの事業は、やがて日本の全クラブの共同事業に発展し、1967年、文部省（現在の文部科学省）の許可を得て財団法人ロータリアン米山記念奨学会となり、また、新公益法人制度の施行に伴い、2012年1月4日をもって公益法人へ移行しました。ロータリアン米山記念奨学金はすべて、日本のロータリアンからの寄付によって支えられています。

### 6. 奉仕の人「米山梅吉」

米山奨学事業の記念の称号を付した米山梅吉氏（1868－1946）は、幼少にして父と死別し、母の手一つで育てられました。16歳の時、静岡県長の長泉町から上京し、働きながら勉学に励みました。20歳で米国へ渡り、ベルモント・アカデミー（カリフォルニア州）、ウェスレアン大学（オハイオ州）、シラキュース大学（ニューヨーク州）で8年間の苦学の留学生活を送りました。

帰国後、文筆家を志して勝海舟に師事しますが友人の薦めで三井銀行に入社し常務取締役となり、その後、三井信託株式会社を創立し取締役社長に就任しました。信託業法が制定されるといち早く信託会社を設立して、新分野を開拓し、その目的を“社会への貢献”とするなど、今日のフィランソロピー（Philanthropy）\*の基盤を作りました。晩年は財団法人三井報恩会の理事長となり、ハンセン病・結核・癌研究の助成など多くの社会事業・医療事業に奉仕しました。

また、子どもの教育のために、はる夫人と共に私財を投じて小学校を創立しました。“何事も人々からしてほしいと望むことは人々にもその通りせよ”これは米山梅吉氏の願いでもありご自身の生涯そのものでした。“他人への思いやりと助け合い”の精神を身をもって行いつつ、そのことについて多くを語らない陰徳の人でした。

---

\* Philanthropy: 語源はギリシャ語の「フィラン（愛）」と「アンソロポス（人類）」から由来している。人類愛・博愛などと訳され、今日では「社会貢献」と訳される。

## 7. 世界の平和を願って

敗戦後の復興が続く 1952 年、東京ロータリークラブの会員によって「米山基金設立」の構想が立てられました。そして、世界に“平和日本”の理解を促すことを願って募金が始められました。このようにして、東京ロータリークラブから始まった事業は、その後日本国内全クラブの合同事業として発展しました。

「1カ月に1箱のタバコ代を節約して奨学金に」という合言葉から始まった米山奨学事業は、設立以来、累計で奨学金支給者数 2 万 4 千人を超え、国籍別では 133 の国と地域となりました。

### Ⅲ 募集要項

#### 1. 募集と選考方法

##### (1) 募集

海外応募奨学金の募集および申し込みは、米山奨学会事務局が窓口となり、10 月初旬から募集を開始する。

##### (2) 奨学生選考方法

日本のロータリーは 34 地区で組織・構成され、各地区に米山奨学生選考委員会を設けている。応募者は、入学予定大学が所在するロータリー地区の選考委員会（以下、「地区選考委員会」と表記）、および米山奨学会選考委員会による書類審査を受け、合否が決定される。

ただし、地区選考委員会の判断により、地区選考委員会が Web 面接、応募者や指導教員に電話やメールによる聞き取りを行う場合がある。

## 2. 募集人員

15名程度 ※1 地区につき枠外採用人数は最大1名、枠内採用人数は地区裁量とする。

## 3. 対象

以下の項目に該当する者とする。

- ① 2025年4月、9月または10月に、文部科学省が所管する日本の大学・大学院正規課程に入学または編入学予定の外国人留学生であること。
- ② 日本の大学・大学院の学位取得を目的としている者。
- ③ 長期履修学生制度の学生、研修生、研究生、交換留学生などの非正規学生でないこと。

## 4. 応募資格

以下の項目に該当する者とする。

### (1) 国籍、在留資格および居住地

- ① 来日時に、日本以外の国籍を有する者。日本国籍を含まない重国籍および無国籍は日本以外の国籍とみなす。
- ② 勉学または研究のための在留資格「留学」を持ち、入国する者。
- ③ 入学予定校への入学まで海外に居住する者。

※ ①と②について、応募段階で、前述に該当しない場合は、来日までに変更をすることを条件に応募できる。

## (2) 日本滞在歴

奨学金支給開始月までに、日本滞在歴がない者。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、応募資格を認める。

- ① 奨学金支給開始月までに、日本滞在歴が通算 31 日を超えない場合
- ② 両親の都合で、日本に一時期滞在した場合  
(ただし、期限は日本の義務教育期間まで)
- ③ 高校生の時にロータリー青少年交換プログラムで日本に滞在した場合

※ ロータリーへの理解と関係を更に深めることが期待されるため、応募資格を認める。

## (3) 日本での入学校と入学許可

日本の文部科学省が所管する大学、大学院正規課程に学位取得を目的として、2025 年 4 月、9 月または 10 月に入学、または編入学を予定する者であって、入学予定校から合格通知書や入学許可書を発行された者または入学予定校への受験手続を行っている者、もしくは行う予定である者。

※ ダブルディグリープログラム等で入学する場合は、留学期間が 2 年以上であること。

※ 大学以外の高等教育機関（短大・高等専門学校・専修学校専門課程・準備教育課程等）へ入学、または編入学を予定する者は対象外。

## (4) 学業・健康

学業への熱意と将来への具体的目標が明確で、異文化とその違いを認識し尊重する心を備え、かつ豊かな表現力と円滑なコミュニケーション能力を持ち、米山奨学事業の使命を深く理解しようと努め具体的に行動する学生で、心身共に留学生活に耐えうる健全な者。

## (5) 専攻分野

問わない。

## (6) 日本語運用能力

基本的な日本語を理解することができ、来日後、日本語でのコミュニケーションに努め、米山奨学生として、交流を広げようとする意欲のある者。（日本語能力検定 N4 以上保持が望ましい。）

## (7) 年齢

1980 年 4 月 2 日以降に生まれた者（採用年の 4 月 1 日時点で 45 歳未満の者）

## (8) 他の奨学金との二重受給の禁止

他の機関からの奨学金およびこれと同種の個人に与えられる補助金などを受給しない者。

- ① 当会からの奨学金は、他の機関からの奨学金およびこれと同種の個人に与えられる補助金など（以下「他奨学金」と表記）と同時に受けることはできない。ただし、地方自治体による学習奨励金（在住の留学生全員が受給の対象となるもの）、学術上の貢献に対する一時的な褒賞金・報奨金・賞金、および授業料免除（減額）、入学金免除（減額）またはそれに相当する学校の奨学金、研究に直接必要な費用のみを用途とする研究助成は他奨学金とみなさない。また、留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）は、他奨学金として併給を認めない。なお、申込時に、他奨学金を受給していても申し込みは可能であるが、予定する奨学期間に二重受給となる場合は、合格後にどちらか一方に選択する必要がある。
- ② 研究に直接必要な費用以外を含む研究助成もしくは、授業料免除（減額）、入学金の免除（減額）またはそれに相当する奨学金以外の学校の奨学金などは、受給額によって判断する。大学・大学院年額：57 万 6 千円未満（「留学生受入れ促進プログラム」旧文部科学省外国人留学生学習奨励費相当額に満たない受給額）は併給を認める。それ以上は認めない。複数の受給がある場合は総額の受給額を対象とする。
- ③ 貸与型奨学金等、併給を認める。



- ④ ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、インターンシップなどによる報酬、地域の国際交流協会などによる地域交流活動費は、二重受給とはみなさない。ただし、「確約書」で定められている奨学生としての義務を果たすことを条件とし、果たせない場合は奨学金が打ち切られる。
- ⑤ 当会奨学金と同時に他奨学金を受給した場合には当会の奨学生としての資格が取り消され、他奨学金との重複期間の奨学金を全額返済しなければならない。

種 類	併給の有無
a. 他奨学金	× 金額に関係なく併給を認めない。 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）は、他奨学金とし、併給を認めない。
b. 地方自治体による全留学生対象の補助金・奨励金・奨学金	○ 併給を認める
c. 地方自治体による選ばれた者のみの補助金・奨励金・奨学金	× 併給を認めない
d. 授業料免除・授業料減額、入学金免除、入学金減額 または相当する学校の奨学金	○ 併給を認める
e. 一時的な褒賞金・報償金・賞金	○ 併給を認める
f. 研究助成（研究に直接必要な費用のみ使途とする）	○ 併給を認める
g. d. e. f. にあたらない学校による研究助成、奨学金など	△ 年額受給費によって判断する。 ○ 金額 < 57 万 6 千円 × 金額 ≥ 57 万 6 千円
h. 貸与型奨学金	○ 併給を認める。 返済義務が明確なものに関しては、給与するものではないとみなして、併給を認める。
i. ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、インターンシップなどによる報酬、地域の国際交流協会などによる地域交流活動費	○ 併給を認める。 「確約書」で定められている奨学生としての義務を果たすことを条件とし、果たせない場合は奨学金が打ち切られる。

疫病、自然災害、政情不安等を事由とする有事の際の金銭的援助は、上記には該当しない場合がある。奨学会へお問い合わせください。

米山記念奨学金に合格後、他の奨学金の受給を希望する場合、以下の期限までに米山記念奨学金の辞退を申し出ること。

i. 2025年4月入学予定者：2025年3月1日締切

ii. 2025年9月または10月入学予定者：2025年8月1日締切

**(9) 過去に米山奨学金を受給していない者**

## (10) ロータリー米山記念奨学生の義務

以下、奨学生としての義務を果たせることが応募条件となる。

1. 米山奨学生は、採用ロータリー地区に所在する世話クラブの例会へ毎月1回以上出席する。
2. 年2回、奨学生レポートを日本語で作成し、提出する。
3. 例会での卓話（スピーチ）を行い、世話クラブおよびロータリー地区の活動に積極的に参加するなど、ロータリアンとの交流を通して相互理解を深める努力をする。
4. その他、奨学生の「確約書」に記載されている確約事項を遵守する。

## 5. 奨学金・補助費と奨学期間

この奨学金は、給付型奨学金である。奨学期間は以下に定めるとおりであり、入学金および授業料などの補助はない。

### (1) 奨学金額

- |           |          |
|-----------|----------|
| ① 大学学部課程  | 月額 10 万円 |
| ② 大学院修士課程 | 月額 14 万円 |
| ③ 大学院博士課程 | 月額 14 万円 |

## (2) 渡航費補助

合格者には渡航費として上限 25 万円までの実費を日本円で支給する。

合格者は来日後、速やかに、領収書等かかった費用がわかるものを全て米山奨学会事務局へ提出すること。渡航費は世話クラブを通して支給する。

### 補助対象とするもの

- ① エコノミークラスの片道航空券代
- ② 来日のための母国および日本国内の交通費
- ③ ビザ申請手数料
- ④ 来日初日の宿泊費（補助額の上限は 1 万円とする）

航空券代は、母国および日本国内での乗り継ぎ航空券代を含む。

※ 交通費とは、原則、タクシー以外の公共交通機関を利用した経費とする。

※ 荷物の超過料金は補助の対象としない。

### (3) 奨学期間

#### ■2025年4月入学の場合

2年間（2025年4月～2027年3月）

#### ■2025年9月または10月入学の場合

2年間（2025年9月～2027年8月または2025年10月～2027年9月）

## 6. 申込書類

- 申込書類の記載に不足がある場合は、申込を受け付けない。
- 申込書類は、日本語または英語で記載すること。日本語で記載できる場合は、日本語で記載すること。
- 複数の大学を併願する場合は、大学ごとに申込書類（1）～（8）一式を提出すること。
- 申込締切後、申込書に記載の入学予定校、課程、学部、研究科、入学月の変更は認めない。
- 申込書類等に虚偽・不正の記載があることが判明した場合は、応募資格を失い、合格も取消となる。奨学金受給開始後に判明した場合は、奨学金の支給を取り止め、それまでに支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。

### (1) 申込書（所定用紙・写真貼付）

入学予定校・課程・学部・研究科の名称、受験受付窓口の連絡先が所定欄に記入されていない場合は、無資格とする。

### (2) 日本の入学予定校に提出した 入学願書コピーまたは受験票コピー

- 未提出の場合、応募を受け付けない。
- 入学予定校が、願書受付期間でない場合は、申込書に受験スケジュールを記載するものとし、入学願書提出締切日から、2週間以内にコピーを提出する

こと。期間内に提出がない場合は、無資格とする。

### (3) 日本の入学予定校の募集要項

入学予定校の募集要項を入学願書のコピーもしくは受験票のコピーと併せて提出する。

### (4) 研究計画書（所定用紙）

学部・大学院入学予定者ともに提出すること。

テーマ：【学部生】 「大学で学びたいことまたは履修計画」  
【大学院生】 「大学院での研究予定または現在までの研究状況」

### (5) 小論文「なぜ、留学先に日本を選んだのか。日本留学を終えた後の将来計画」（所定用紙）

### (6) 推薦状（所定用紙）

【学部生】以下の i～iii のいずれか 1 通は必ず提出すること。

- i. 母国の直近の学校からの推薦状
- ii. 母国の直近の勤務先等からの推薦状
- iii. 日本の入学予定校関係者または教員の推薦状

【大学院生】

日本の入学予定校の指導教員の推薦状を必ず提出すること。

指導教員が入学後に決定する場合で、指導教員の推薦状の提出が難しい場合は、上記で定めた、学部生が提出する i～iii いずれかの推薦状を可とする。  
所定以外の推薦状を提出した場合は、無資格とする。

本人または家族による推薦状は受け付けない。  
推薦者の自筆署名が無いものは受け付けない。

## (7) 日本の入学予定校が発行する合格通知または入学許可書 コピー

申込時点で発行されない場合に限り、申込締切後、以下の日程を期限として提出を認める。

- i. 2025年4月入学予定者：提出期限 2025年3月25日
- ii. 2025年9月または10月入学予定者：提出期限 2025年8月25日

## (8) 日本語能力検定試験を受験した者は結果通知コピー

- 日本語能力に関する検定試験を受けたことのない者は提出不要。
- 英語能力に関する検定試験結果の通知コピーは、提出不要。

# 7. 応募書類受付窓口

- (1) 米山奨学会ホームページより海外応募者採用奨学金申込書をダウンロードし、必要事項を記入する。

<https://www.rotary-yoneyama.or.jp/overseas>

- (2) 米山奨学会ホームページ上の専用フォームに申込者情報を入力し、申込書類をアップロードする。

アップロードする書類

- ① 申込書（必須）
- ② 入学願書または受験票コピー（必須）
- ③ 日本の入学予定校の募集要項
- ④ 研究計画書（必須）
- ⑤ 小論文（必須）
- ⑥ 推薦状（必須）
- ⑦ 合格通知または入学許可書コピー（期日までに必須）
- ⑧ 日本語検定結果のコピー

⑦について：申込締切後に入学予定校の合格が発表される場合、合否発表スケジュールを申込書に明記することで応募を認める。合格発表後合格通知コピーを提出すること。

⑧について：日本語能力に関する検定を受けたことのない者は⑧の提出は不要。

- (3) 米山奨学会から申込受付番号をメールにて返信する。今後、追加提出書類や質問がある場合、申込番号をメールの「件名」に表示して送信すること。

- (4) 応募完了メールは送信されない。全ての申込用紙のアップロードが完了したら、応募手続きは完了である。

## 8. 申込期間

2024年 10 月 1 日 日本時間 午後 1 時から

2024年 10 月 31 日 日本時間 午後 1 時まで



## 9. 選考

- 書類選考が実施される。ただし、地区選考委員会の判断により、地区選考委員会が Web 面接、応募者や指導教員に電話やメールによる聞き取りを行う場合がある。
- 申込書類に不備がある場合、選考の対象としない。
- 申込書類に記載した入学予定校への入学が不合格となった者または受験・入学手続きをしなかった者は、その時点で応募資格が取り消される。
- 合格者（または合格内定者）が辞退した場合、補欠者から繰り上げることがある。ただし、繰り上げ期限はその地区のオリエンテーション開催日（4月）までを期限とする。

## 10. 選考結果

選考結果発表：2025年3月中旬まで

選考結果は、応募者へメールで通知し、合格者には3月末までに合格通知を発行する。

日本の入学予定校の合否が決定していない場合は、条件付き合格として、選考結果が通知される。

不合格の理由などの問い合わせについては、一切受け付けない。

## 11. 来日時期と奨学金支給

合格者は、入学校が定める入学月の前月末日までに来日すること。原則として、来日時期の変更は認めない。奨学金支給開始月までの日本滞在歴は、通算31日を超えないこと。

※ 日本滞在歴については、奨学金合格後であっても、4. 応募資格(2)に定める通りとする。また、地区のオリエンテーションに出席できなければ無資格とする。

以下に指定する日までに来日しない場合は、奨学生としての資格を失う。ただし、やむを得ず、期日までの来日が難しい場合は、事前に米山奨学会に申し出ること。

- ① 4月入学の場合：3月31日までに来日（4月1日から奨学金支給開始）
- ② 9月入学の場合：8月31日までに来日（9月1日から奨学金支給開始）
- ③ 10月入学の場合：9月30日までに来日（10月1日から奨学金支給開始）

米山奨学会は、入国に関する手続きをしない。入学予定校に「在留資格認定証明書」交付の代理申請の流れを確認すること。

米山奨学会は、奨学金合格者に対して、月額奨学金・補助費・奨学期間を記載した合格通知を3月末までに発行する。これは、経費支弁能力を証明する書類の一つとなるため、必要に応じ、入学予定校へ提出すること。

参考：「Study in Japan 基本ガイド」（独）日本学生支援機構  
[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study\\_j/sgtj.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/sgtj.html)

## 1 2. 奨学金問い合わせ先

募集要項の内容や資格に関わる問合せは、公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会 HP の専用フォームによりお問い合わせください。

<https://www.rotary-yoneyama.or.jp/overseas#inquiry>

奨学生番号：  
奨学生氏名：

所属地区	
学校・課程・学年	
奨学金支給期間	
奨学金種類・金額	

## 確 約 書

私は、ロータリー米山記念奨学生(以下「奨学生」)に選ばれたことを誇りに思い、ロータリー及び公益財団法人ロータリー米山記念奨学会(以下「奨学会」)の理想とする国際理解と親善と平和の理念のもとに、奨学生としての義務と責任を誠実に果たすことを約束します。ついては、以下のことを理解し、予め承諾します。

- 奨学生の義務である次のことを行います。これらの義務を怠ったときは、正当な事由がない限り、奨学金の支給が打ち切られることを了解します。
  - 世話クラブの例会に月1回以上出席し、会員との交流に努める。
  - 奨学会、ロータリー地区、世話クラブ又はカウンセラーから連絡を受けたときは、速やかに応答する。
  - 毎年9月及び翌年2月に「米山奨学生レポート」を提出する。
  - 卓話(スピーチ)を依頼されたときは誠実に行う。
  - ロータリー地区及び世話クラブの行事に参加する。
- 奨学生について奨学会が定めた以下の規則を守ります。規則に違反したときは、奨学金の支給が打ち切られることを了解します。なお、これらの規則の内容は予めオリエンテーションで説明を受けたので、理解しています。
  - 「出国に関する規程」(出国が認められる期間を年間通算60日とし、やむを得ない理由があるときは、「年間通算60日を超える離日申請」を奨学会に提出した場合に限り年間通算90日まで認めるとするもの)
  - 「休学・復学に関する規程」(休学は、兵役等の特別の理由がある場合を除き、185日まで認めるもの)
  - 「留学に関する規程」(留学は、通算185日まで認めるもの)
- 奨学生として、以下の場合には奨学金の支給が終了することを了解します。
  - 在籍校又は奨学生採用時の在籍課程を変更したとき
  - 停学若しくは退学の処分を受け、又は除籍されたとき
  - 学業成績不良により留年したとき
  - 他の機関からの奨学金又はこれと同種の個人に与えられる補助金などを受けたとき(二重受給期間中の奨学金は奨学会へ返済する)
  - 奨学生としてふさわしくない行為があったとき
  - 就職が決定し、正式に就労を開始するとき
  - 在留資格を「留学」(地区奨励奨学生については「研修」及び「文化活動」を含む。)以外に変更したとき、または「難民」認定を取り消されたとき。ただし、就職を目的に在留資格を変更し、かつ奨学期間中に給与が発生しないときは、これに限らない。
  - 奨学期間内に、当該課程を修了したとき又は学位を取得したとき
- 奨学期間終了後もロータリーとの絆を大切に、世話クラブやカウンセラーとの交流を継続します。また、連絡先の変更があったときは、専用サイトから報告します。

20 年 月 日

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会 御中

奨学生署名(日本語でご記入ください)